

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和 8 年 10 月 1 日

[登録番号: 第 1 号 有効期間: 令和 11 年 9 月 30 日]

長野労働局長登録講習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 松本労働基準協会
各労働基準協会

安全衛生推進者養成講習

開催のご案内

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、中小規模事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する一定の業種の事業場(※)においては、安全衛生推進者(※以外の業種は衛生推進者)を選任して、事業場における安全衛生管理業務を担当させなければならないことになっています。また、平成 26 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 6 号により、※以外の業種(小売業、社会福祉施設、飲食店等)で常時 10 人以上の労働者を使用する事業場においては安全推進者の配置が求められ、選任要件の一つに安全衛生推進者の資格を有する者(本講習修了者等)とされています。

長野労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関であります当連合会では、安全衛生推進者・衛生推進者の選任要件を満たすことを目的として標記講習を下記の要領で行います。選任を予定されている方等を積極的に参加させていただきたくご案内申し上げます。

※【安全衛生推進者を選任しなければならない事業場】

規模 労働者数 10 人以上 50 人未満
業種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は 8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 8 年 11 月 17 日(火)・18 日(水) 2 日とも 8 時 40 分から受付をし、9 時開講です。		
会場	松本安全衛生センター 松本市神林 7 1 0 7 - 5 5		
締切日	令和 8 年 11 月 5 日(木)	定員	70 名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は申込書の裏面に記載してあります。)
(2) 提出書類 受講申込書 受講料及びテキスト代を添えてお願いします。
(労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)

3. 受講料 (消費税含む)

1 名 15,400 円 [内訳: 本体 14,000 円 消費税 (10%) 1,400 円]

4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要です。)

「安全衛生推進者必携」 ※テキスト代は改定される場合があります。

1 冊 1,430 円 [内訳: 本体 1,300 円 消費税 (10%) 130 円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

5. 講習科目、時間、講師

期	科 目 及 び 範 囲	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	安全衛生推進者の役割と職務	9:00～10:00	
	安全管理 ・安全衛生活動 ・労働災害の原因調査と再発防止対策	10:00～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 教育推進部長 労働安全コンサルタント 廣瀬 謙治
	安全衛生教育 ・安全衛生教育の方法 ・作業標準の周知	13:00～14:00	
	安全衛生関係法令 ・労働安全衛生法 ・労働者派遣法	14:00～16:00	
第二日目	作業環境管理及び作業管理 ・作業環境測定 ・作業環境改善 ・作業方法の改善 ・労働衛生保護具	9:00～11:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	健康の保持増進対策 ・健康診断 ・労働衛生統計 ・労働生理 ・健康教育	11:00～12:00	
	危険性又は有害性等の調査及びその 結果に基づき講ずる措置等 ・リスクアセスメント ・設備と作業の安全化 ・労働安全衛生マネジメントシステム	13:00～16:00	
	修了式	16:05～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

6. 修 了 証

全科目を受講した方に2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11月6日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代 460 円ご負担下さい。)

7. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは、11月10日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課 (TEL 026-226-0862) までお問い合わせ下さい。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110 円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

留意事項	申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入してください。※欄は記入しないこと。 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入してください。
------	---

11月17日・18日 松本市会場

安全衛生推進者養成講習受講申込書

フリガナ		※協会名	※受講No.
氏名			
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	労働基準 協会会員 関係	加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】労働基準協会 ・ 会員外
現住所 〒番号必須	〒 — 都・道・府・県		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 —			
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名		申込担当者所属 " 氏名 TEL () FAX ()	

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

★ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習修了の履歴、修了証の発行を行うもので、個人情報保護法により当連合会が責任を持って厳重に管理いたします。なお、申込書は受講を取り消し等されてもご返却いたしません。

協会 使用欄	受講料 ¥ 15,400—	テキスト代 ¥ 1,430— ㊤× ㊤入	※領収月日 /	※領収者	※受講番号
-----------	------------------	-------------------------	------------	------	-------

受講者氏名を記入し、切り取らないでください。

安全衛生推進者養成講習受講票 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講No.	受講者氏名	講習月日 R8年11月17日・18日 講習会場 松本安全衛生センター

※8時40分から8時55分の間にこの受講票を提示して
受付を済ませてください。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1日目		※2日目	
------	--	------	--

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ https://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277
------------------------	---	-----------------------

会場案内図



所在地：松本市神林 7107-55 (松本臨空工業団地)
 電話：0263-40-4411
 交通：
 松本インターより 8km、塩尻北インターより 7km
 タクシー：JR 松本駅より約 25 分、平田駅より約 20 分
 アルピコ交通バス：臨空工業団地入口下車 徒歩 20 分



第 1 駐車場が満車の時は第 2 駐車場へ駐車して下さい。